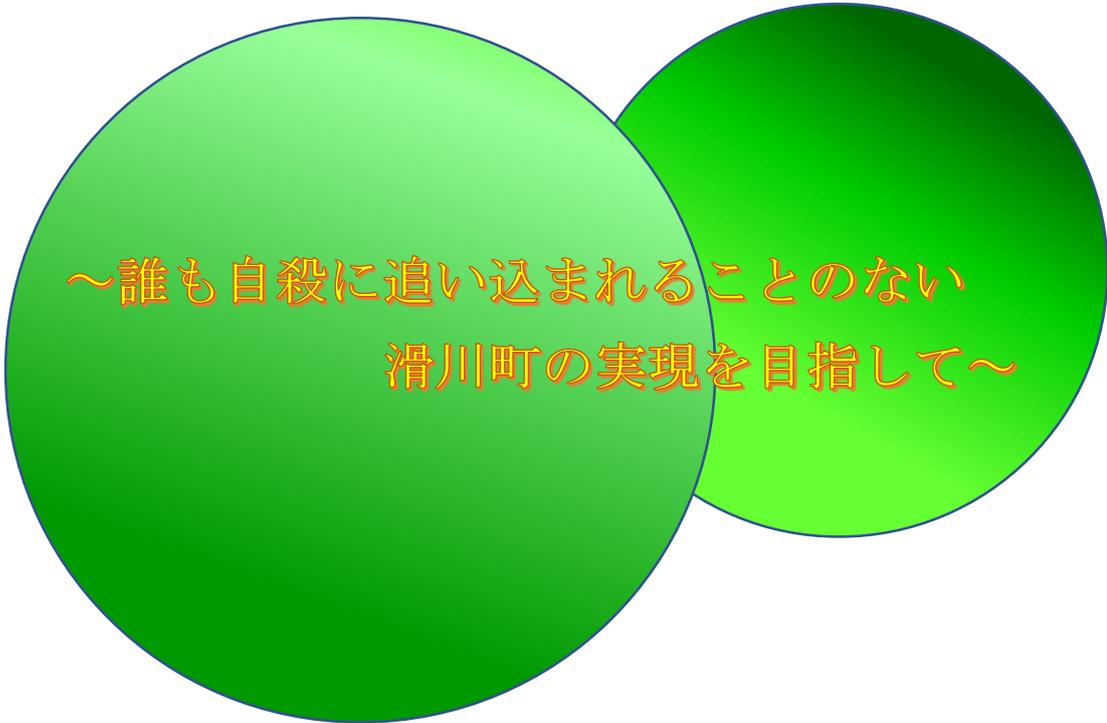


滑川町自殺対策推進計画



～誰も自殺に追い込まれることのない
滑川町の実現を目指して～

平成31年3月

滑川町

計画の趣旨・位置づけ・期間・評価

1 計画の趣旨

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」です。

国の自殺対策基本法の基本理念や、「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえ、滑川町は「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組むために策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「第5次滑川町総合振興計画」の下位計画であり、「埼玉県自殺対策計画」や、「第3次滑川町健康づくり行動計画」、「滑川町国民健康保険データヘルス計画」「第2次滑川町地域福祉計画」等、関連する他の計画との連携を図ります。

3 計画の期間

本計画は、2019（平成31）年度～2023（平成35）年度までの5年間とします。

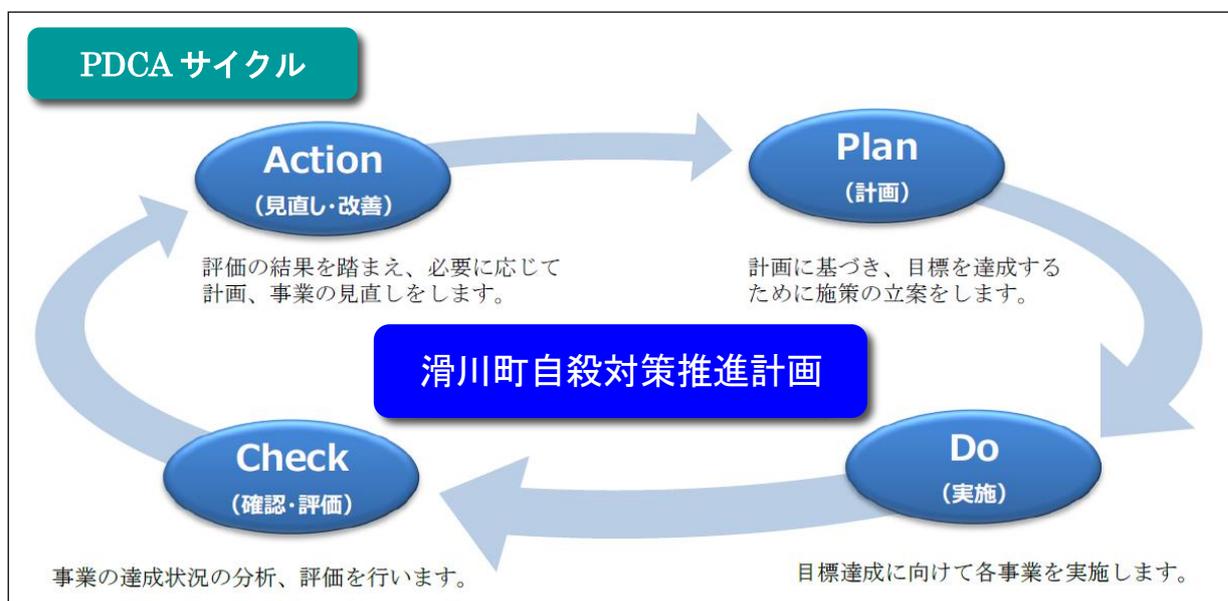
なお、国や県の動向に合わせ、改訂等必要な対応を行うとともに、「第3次滑川町健康づくり行動計画」と連携しながら推進するものとします。

		2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)	
滑川町	第5次滑川町総合振興計画	前期基本計画									
	滑川町自殺対策推進計画		第1次計画								
	第3次滑川町健康づくり行動計画	2018(H30)～2027(H39)年 ◆2022年見直し									
国	自殺総合対策大綱										
県	埼玉県自殺対策計画										

4 計画の評価

「自殺対策推進委員会」を設置し、計画の評価や、本町を取り巻く状況について審議し、関係機関と連携を図りながら計画を推進するものとします。

本計画の期間は2019（平成31）年度～2023（平成35）年度までの5年間ですが、公表される自殺死亡率を注視し、取組内容の見直しをPDCAサイクルにより行い、最終評価は2023（平成35）年度とします。



計画の基本理念、基本方針、目標

1 基本理念

これまで以上に町民相互に、つながり、支え合うことによって、誰もが自分らしく生き、自殺に追い込まれることのない町を目指します。

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない
滑川町の実現を目指して

2 基本方針

基本理念を実現するために、

1. 地域における町民相互の連携の強化
2. 自殺を防ぐ取組に参加・協力・支援を行う人づくり
3. 町民の意識の向上と、誰もが相談できる機能の充実
4. 町民の誰もが幸せに生きることへの支援の実施
5. 児童・生徒を守る教育の推進
6. 高齢社会に対応した、高齢者見守りの強化

の6項目を基本方針として掲げ、町民が自殺に追い込まれることのない町づくりを目指します。

3 計画の目標

本計画の効果として、自殺死亡率の低下を目標とします。

本町は、自殺者数の増減によって自殺死亡率が大きく変動する事から単年度ではなく一定期間の平均値を指標に用いると共に本計画の目標年 2023（平成 35）年度が国の目標年度の間接点である事なども鑑みて 15.0 を目標とします。

(町の指標)		計画開始年度	計画目標年度	
		2019 (H31) 年度	2023 (H35) 年度	2026 (H38) 年度
町	目標値設定基準	2013 (H25) 年～ 2017 (H29) 年 の平均	2018 (H30) 年～ 2022 (H34) 年 の平均	2022 (H34) 年～ 2026 (H38) 年 の平均
	自殺死亡率	17.6	15.0	12.3
	現状比	100.0%	85.0%	70.0%

施策の体系

誰も自殺に追い込まれることのない
滑川町の実現を目指して

基本方針 6項目

1. 地域における町民相互の連携の強化

2. 自殺を防ぐ取組に参加・協力・支援を行う人づくり

3. 町民の意識の向上と、誰もが相談できる機能の充実

4. 町民の誰もが幸せに生きることへの支援の実施

5. 児童・生徒を守る教育の推進

6. 高齢社会に対応した、高齢者見守りの強化

自殺対策に向けた具体的な取組

(1) 地域見守り体制の充実
(2) 広域ネットワーク体制の強化

(1) ゲートキーパー研修の実施
(2) 自殺対策を支える組織への支援と連携

(1) 町民への自殺防止対策の周知
(2) 町民の意識の向上による自殺防止の強化
(3) 各種相談窓口の充実と周知

(1) 女性や子どもへの支援の充実
(2) 障害者や低所得者への支援の充実
(3) 事業者や従業員への支援の充実
(4) 心の健康づくり支援

(1) 児童・生徒の人権尊重に向けた教育の充実
(2) 児童・生徒の自殺防止対策の強化

(1) 高齢者の見守り活動の充実
(2) 高齢者家族への支援の充実

取組みの内容

1. 地域における町民相互の連携の強化

(1) 地域見守り体制の充実

○地域コミュニティ活動と連動した見守り活動を行うことによって、高齢者や障害者等が地域とのつながりを保つとともに、消防や警察との連携を密にし、町民との協働により安心して生活できる環境づくりに努めます。

(2) 広域ネットワーク体制の強化

○近隣市町村との連携により効果的な自殺対策活動を進めるとともに、医療機関との情報共有を図るなど、リスク対策の強化を図ります。

○鉄道自殺を未然に防ぐため、東武東上線駅舎内の整備と併せ自殺対策を行うよう事業者と協議を行ない、対策実施の促進を図ります。

2. 自殺を防ぐ取組に参加・協力・支援を行う人づくり

(1) ゲートキーパー研修の実施

○一人でも多くの町民がゲートキーパーに関する知識を持つよう、様々な集まりの場に情報を提供することによって、相互に見守る意識を持つよう努めます。

(2) 自殺対策を支える組織への支援と連携

○行政と連携して町民の生活支援を行う各種団体と、その活動に携わる多くの人に対するゲートキーパーを養成する講座の受講を促進することにより、そのスキルを得ることによって、町民一人ひとりの自殺リスクの低減につなげるよう支援します。

3. 町民の意識の向上と、誰もが相談できる機能の充実

(1) 町民への自殺防止対策の周知

- 町民が自殺問題への意識を持ち続けるよう、町の広報やホームページにおいて継続的に情報を掲載し、町民への提供機会の確保に努めるとともに、開催されるイベントや町が主催する行事等の機会を活用し、自殺防止対策の情報提供を行います。
- 従業者の自殺が発生していることを踏まえ、事業経営者に対するメンタルヘルスや自殺対策についての啓発を行うことにより、労働環境への配慮を促します。

(2) 町民の意識の向上による自殺防止の強化

- 社会的に弱い立場に置かれやすい女性や子どもの人権を守ることににより、自殺リスクの低減を図り、男女共同参画の社会づくりに合わせた自殺防止意識の向上に努めます。
- 社会教育の場においてもこれまで以上に自殺対策の意識の向上に努めます。

(3) 各種相談窓口の充実と周知

- 町内には生活や学習、事業等を進めていく上で厳しい環境に置かれた町民からの相談に対応する相談窓口が多くあり、町民に対しこれらが持っている内容の周知を図ることによって、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 関係機関との連携により各機関からの積極的情報提供を促し、効果的に町民に伝える取組みを推進します。

4. 町民の誰もが幸せに生きることへの支援の実施

(1) 女性や子どもへの支援の充実

- 自殺につながる大きな要因であるうつ病やうつ状態に町民が陥らないよう、支援や情報提供に努めます。
- 特に妊産婦のうつ状態や、近親者及び親しい関係にある人からのDV、親の育児放棄（ネグレクト）や児童虐待等は、自殺リスクを高めるものであり、町民の心身の健康状態に配慮し、必要な場合迅速な対応をするよう努めます。

(2) 障害者や低所得者への支援の充実

- 障害や難病を抱えている方あるいは低所得で生活に困窮している方が生き続ける気力と希望を失う事がないよう、こうした方々の人権を尊重し社会からの孤立を防ぐなど、社会的弱者の立場に追い込む事のないような支援に努めます。

(3) 事業者や従業者への支援の充実

- 企業等の誘致に取り組むことによって、町内に就業の機会を増やし、雇用機会を提供できる環境づくりに取組みます。
- 女性の雇用機会の拡大と、継続して働き続けられる労働環境を確保するため、必要な情報の提供に努めます。

(4) 心の健康づくり支援

○第3次滑川町健康づくり行動計画の事業の実施に合わせ、心の健康づくりに向けた支援の充実を図るとともに、相談機能の充実と対応力の強化に向け、関係する医療機関や公的機関との連携・協力体制の強化に努めます。

5. 児童・生徒を守る教育の推進

(1) 児童・生徒の人権尊重に向けた教育の充実

○児童・生徒が自殺に追い込まれることのないよう、教育現場での取組みを町内各学校間で共有するとともに、高い人権意識を持った本町の教職員の育成に努めます。

(2) 児童・生徒の自殺防止対策の強化

○子どもがSOSを発信しやすいよう、学校教育の場において児童・生徒に対するその方法等を継続的に提供するとともに、子どものSOSを見逃すことのないよう、教職員の対応の充実に努めます。

○家庭や地域においても子どもたちを温かく見守り、悩みや問題を気づけるよう保護者への知識と情報の提供に努めます。

6. 高齢社会に対応した、高齢者見守りの強化

(1) 高齢者の見守り活動の充実

○本町の高齢化が今後ますます進行する中で、増加する高齢者の中には、疾病の悪化や生活困窮、社会との接点の減少等により孤立する人が増えることが予想され、これまで以上の高齢者の見守り体制の充実に努めるとともに、社会とのつながりを保つ取組みや支援を推進します。

(2) 高齢者家族への支援の充実

○身体的な介助や精神的なケアを必要とする高齢者を支えている家族の心労が過大にならないよう、地域包括支援センターを中心とするネットワークの活用などによって家族の負担軽減に向けた支援や相談の充実に努めます。

《相談窓口一覧》

町の相談窓口			
相談種類・機関	相談にあたる人	その他	お問い合わせ
町の法律相談	弁護士	法律的な判断が必要なとき 事前に予約のうえ、ご利用 ください。	総務政策課 Tel 5 6 - 2 2 1 1
行政相談	行政相談委員	行政への苦情などに関する 相談	総務政策課 Tel 5 6 - 2 2 1 1
迷惑相談	滑川町迷惑相談員	身近な困りごとをご相談く ださい。	総務政策課 Tel 5 6 - 2 2 1 1
人権相談	人権擁護委員	身の回りの様々な人権問題 についてご相談ください。	総務政策課 Tel 5 6 - 6 9 1 2
障害福祉相談会	滑川町障害者相談 支援委託事業所相 談員	事前に予約のうえ、ご利用 ください。	健康福祉課 Tel 5 6 - 2 0 5 6
高齢者こころの 相談	認知症専門医	認知症のある方やそのご家 族などのお悩みをお聞きし ます。予約制	地域包括支援センター Tel 5 6 - 2 1 3 2
教育相談	町相談員及びスク ールカウンセラー	幼児、小・中学生とその保護 者を対象とした学校生活や 教育に関わる相談	滑川町教育相談室 Tel 5 6 - 6 1 9 3
スクールソーシャル ワーカー	スクールソーシャ ルワーカー	児童・生徒の発達状況、家庭 状況、友人関係、学校や地域 の環境問題など	スクールソーシャル ワーカー Tel 5 6 - 2 3 1 1
心配ごと相談	民生・児童委員	困りごと、相談したいこと がありましたらお気軽にお 越しください。	社会福祉協議会 Tel 5 6 - 6 3 4 5
こころの健康に 関すること	保健師	事前にお電話のうえ、お越 しください。	健康づくり課 (滑川町保健センター) Tel 5 6 - 5 3 3 0

県の相談窓口	
相談機関	内容・お問い合わせ
東松山保健所	<p>*こころの健康相談 精神科医による専門相談の他、保健師、精神保健相談員が随時相談を受け付けています。精神的な不安や悩みを持つ本人、家族の個別相談です。</p> <p>*ひきこもり専門相談 心理士による専門相談の他、保健師、精神保健相談員が随時相談を受け付けています。原則 18 歳以上のひきこもり状態にある本人、家族の個別相談です。</p> <p>*子どもの心の健康相談 子どもの心の健康問題に関する本人、家族、関係者の方の相談です。小児科医、心理士および保健師が相談に応じます。</p> <p>【上記相談のいずれについても下記へご連絡ください】 予約制 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 TEL 0493-22-0280</p>
埼玉県立精神保健福祉センター	<p>*来所相談(予約制 平日 9 時～17 時) TEL 048-723-3333 電話交換で「相談予約」とお伝えください。 精神保健福祉に関する問題を抱える本人と家族のための相談です。主として思春期から青年期、成人期の方の相談が対象となります。</p> <p>*電話相談「こころの電話」(平日 9 時～17 時) TEL 048-723-1447 心の健康や悩みに関する相談を受け付けます。</p>
埼玉県警察犯罪被害者支援室 (埼玉県警察犯罪被害者相談センター)	<p>犯罪被害や交通事故に遭った人やその家族への精神的サポートを実施。 受付 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 (祝・休日、年末年始を除く) TEL 0120-381858 (犯罪被害、交通事故など) TEL #8130 (性犯罪相談ダイヤル) または TEL 048-864-1761 17 時 15 分以降および土日祝日、年末年始は埼玉県警察本部総合当直が対応します。</p>
民間団体による支援	
相談機関	内容・お問い合わせ
埼玉いのちの電話	<p>*相談電話 TEL 048-645-4343 (24 時間 365 日) 電話で対応することで、生きる力の支えになることを願うボランティア団体が対応します。お電話する際は電話番号の前に「186」をつけてダイヤルするなど電話番号を通知しておかけください。</p> <p>*自殺予防いのちの電話 TEL 0120-783-556 (毎月 10 日 午前 8 時から翌日午前 8 時 フリーダイヤル)</p>
さいたまチャイルドライン	<p>18 歳以下のこども専用の相談電話です (フリーダイヤル) 相談電話 TEL 0120-99-7777 (年末年始以外 16 時～21 時) チャット相談もできます。詳しくはホームページをご覧ください。 (saitama-cl.jp/sp/)</p>

滑川町自殺対策推進計画（概要版）

発行：平成 31 年 3 月

編集：滑川町健康づくり課（保健センター）

〒355-0811 埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 4972-8
滑川町保健センター

電話：0493-56-5330（直通） FAX：0493-56-5331

<http://www.namegawa-hoken-center.jp/>